

計画書

名称		土佐市旭町・東郷地区計画	
位置		宇佐町旭町、旭町（東郷）、橋田（東郷）の各一部	
面積		約5.1ha	
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、土佐湾に面した落ち着いた漁業集落であるが、南海トラフ地震や津波、高潮の危険性が高い地区であるため、適正かつ有効な土地利用の誘導とともに安全に避難できる避難路等の整備、建築物の制限等を行うことにより、「地域住民のまちづくり意識が高い安全で快適な宇佐地区」の実現を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	本地区は漁業集落としてのまとまりあるコミュニティを形成していることから、低層住宅を主体とした住環境の維持・保全を図る土地利用を誘導する。	
	建築物等の整備の方針	本地区の防災性の確保を図るため、2項道路から3項道路に道路種別を変更した市道橋田灘線の一部、市道新在家線の一部、市道新崎浜新在家西線の一部に接道する建築物等（建築物敷地と道路の接する区間において前面道路幅員が4m以上もしくは建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から当該道路の中心線までの距離が2m以上の場合は除く）の構造は、耐火建築物もしくは準耐火建築物（住宅金融支援機構の定める省令準耐火構造の仕様に基づき建設された木造軸組工法の住宅、枠組壁工法住宅又は木質系プレハブ工法を含む）とすることをめざす。 また、震災等の発生による避難の安全性を確保するため、垣、柵の構造について制限する。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅 又は寄宿舎 (2)物品販売業を営む店舗又は飲食店 (3)理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4)自家販売のための食品製造業を営むパン屋、菓子屋その他これらに類するもの (5)農業関連施設、漁業関連施設及び漁船・自動車修理工場その他これらに類するもの (6)事務所 (7)診療所 (8)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 (9)前各号の建築物に附属するもの
		垣又は柵の構造の制限	道路及び通路に面して震災時に倒壊の恐れのある組積造によるブロック塀等を設けてはならない。 道路及び通路に面して垣、柵を設ける場合には、生け垣又は不燃材料によるフェンス（基礎部はコンクリートブロック不可）とする。

区域は計画図表示のとおり